

規制シート(様式)

190196301340001

平成28年12月22日

規制の名称	新住宅市街地開発事業による造成宅地等に関する権利の処分の制限	所管府省	国土交通省
根拠法令等	新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第32条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局市街地整備課市街地整備制度調整室 室長 長福 知宏
規制目的	新住宅市街地開発事業により整備される造成宅地等の適切な利用の確保		
規制内容の概要	工事完了公告の日の翌日から起算して10年間は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、原則として、都道府県知事の承認を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	新住宅市街地開発事業は、収用して取得した土地を宅地に造成して低廉な価額で分譲する事業であり、この分譲は、宅地に困っている人々の救済のために行われるものである。このため、造成宅地等がむやみに転売されたり、本来の目的に沿って利用する意志や能力のないものに権利が移転されることは望ましくないことから、権利の設定又は移転については、制限をかける必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		